

優遇利率適用定期預金

(自由金利型定期預金M型)

2024年12月1日現在

商品名 (愛称)	第23回 eco (エコ) 定期預金
販売対象	・個人・法人の方
取扱期間	・2024年12月1日～2025年5月31日
期間	・定型方式…1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)となります。
預入	(1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 ・一括預入 ・1口1円以上 最高300万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
利息	(1) 適用金利 ・固定金利 ①預入日の店頭表示の金利を適用し、預入日から満期日の前日まで適用します。 ②また、当金庫が指定する敦賀・美浜・若狭〔旧三方町〕の3市町の2023年10月～2024年9月と、2024年10月～2025年9月の燃やせるごみの合計量を比較して減少した場合、減少度合いに応じて、下記の金利を預入日から満期日の前日まで適用いたします。 a. 300トン以上減少した場合、契約時の店頭表示金利に年0.05% (税引後0.0398425%) を上乗せ b. 500トン以上減少した場合、契約時の店頭表示金利に年0.10% (税引後0.079685%) を上乗せ c. 1,000トン以上減少した場合、契約時の店頭表示金利に年0.20% (税引後0.15937%) を上乗せ ③期限前解約の場合、当金庫所定の中途解約利率を適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 (2) 利払方法 (3) 計算方法 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までにお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%の税金となります。 ・法人は総合課税となります。
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに払戻します。
金利情報入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
その他参考となる事項	・金利決定時期:3市町村のごみの量発表後、店頭に掲示します(2025年11月10日(月))。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示金利とします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって1預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

優遇利率適用定期預金

(自由金利型定期預金M型)

2024年12月1日現在

商品名 (愛称)	第23回 eco (エコ) 定期預金
-------------	--------------------

苦情処理措置	• 本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0770-22-9433）、苦情等は、営業店または総務部（9時～17時、電話：0770-22-9430）にお申し出ください。
紛争解決措置	• 福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

中途解約時の取扱

スーパー定期	<p>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A・6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B・6か月以上1年未満……………約定利率×50% C・1年以上3年未満……………約定利率×70%</p>
--------	---